

中間市教職員の働き方改革取組指針

平成 3 0 年 6 月
(令和 5 年 7 月改定)

中 間 市 教 育 委 員 会

中間市教職員の働き方改革取組指針

～ 教職員が健康でやりがいを持って働くことができ、
子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～

1 趣旨

近年、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中で、学校の担う役割が拡大し続け、教職員の負担は増加しています。それに加え、新学習指導要領の本格実施への対応（主体的・対話的で深い学びの実現に向けた対応や英語教育の早期化等）などにより、さらなる時間の確保が必要になってきています。

これまでの学校教育は、教職員の「子どもたちのために」という熱い思いや献身的な努力に支えられて、様々な課題に取り組んできた面があります。しかしながら、長時間にわたる超過勤務の常態化は、教職員の心身の健康を損なう恐れがあるだけでなく、教職員が創造的に教育に取り組む活力や一人ひとりの子どもと向き合う時間を奪うことにもなりかねません。このことが子どもたちの成長に及ぼしうる大きな影響に鑑みれば、学校における働き方改革は、何としても取り組まなければならない喫緊の課題であります。

このため、まずは教員の勤務実態を把握したうえで、市教育委員会が実施している会議や調査などの簡略化や見直しを図るとともに、学校の事業改善や、教職員の意識改革に取り組みます。

学校における働き方改革の目的は、子どもたちの「夢と生きる力」を育むために教育の質を高めていくことにあります。そのために、教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導等に集中でき、健康でやりがいを持って勤務することのできる環境の整備が必要です。

この実現のために中間市の全ての教育関係者が「教職員が子ども一人ひとりと向き合う時間を確保できるよう」学校における働き方改革に取り組んでいきます。

2 学校の現状と課題

(小学校)

- ・学級担任制であり、児童への安全配慮等の必要から児童在校中は休み時間や給食の時間も含めて児童とともに過ごすこととなり、休憩がとりにくい状況にあります。児童の下校後も職員会議や保護者への対応等が必要なことから、授業準備や児童会活動等の業務は所定の勤務時間外にも行わざるを得ない状況にあります。

- ・令和2年度から全面実施される新学習指導要領では、英語教育の早期化・教科化に伴う時数増が盛り込まれており、移行期間中から一部先行実施されるため、業務量の増加が見込まれます。

(中学校)

- ・教科担任制であるため、授業のない時間も存在しますが、そうした時間も様々な支援を必要とする生徒への対応が必要なこともあり、生徒在校中は授業準備や教材研究、テストの採点等の時間の確保が難しい状況にあります。
- ・放課後も、生徒指導や進路指導に関する打合せ、部活動の指導に時間が充てられ、生徒の下校後も保護者への対応等があることなどから、授業準備等は所定の勤務時間外にも行わざるを得ない状況にあります。
- ・部活動に関しては、ほとんどの教員が顧問をしており、原則週一日は部活動を実施しない日を設けていますが、土日祝日の練習の対応など、所定の勤務時間外での対応が恒常化しているケースもあります。

(小中共通)

- ・新学習指導要領に盛り込まれた主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメント等の新たな課題への対応が必要であり、全面実施に向けた業務量の増加が予想されます。
- ・地域との連携・協働による様々な取組により、教育活動や学校運営に一定の成果をあげてはいるものの、地域や小中学校種、校区による差があります。また、週休日や所定の勤務時間外に教員が地域との連携・協働に関する業務を担っている場合が多くあります。
- ・休憩時間については、児童生徒への指導や安全配慮等の必要から、児童生徒在校中は、休み時間や給食の時間も含めて児童生徒とともに過ごすこととなり、休憩がとりにくい状況にあります。児童生徒の下校後も職員会議や保護者への対応等が必要なことから、校務や授業準備等は所定の勤務時間外にも行わざるを得ない状況にあります。
- ・児童生徒の多様化する課題に対応するための関係機関との連携は、所定の勤務時間外に行う場合が多くあります。
- ・国や教育委員会等からの調査やアンケートへの対応、研修会や教育研究の事前レポートや報告書の作成等を事務負担と感じている教員も多くいます。
- ・教職員間のコミュニケーションを重視し、風通しの良い環境となるよう努めたり、教職員が一人で負担を抱え込まないよう業務の分担や協力体制で工夫したり、定時退校日の設定やノー会議デーの設定で授業準備等の時間を確保する等、学校では様々な取組を行っていますが、学校だけでの取組に限界を感じている実態もあります。

- ・夏季休業中に学校閉庁日を設定して年次休暇や夏季休暇取得の推進を図っていますが、県費負担教職員よりも市費負担の学校事務員の夏季休暇の取得日数が少ないことが多いため、学校閉庁日に管理職等が出勤しなければならない日がある場合があります。

3 目標

福岡県教育委員会が実施した平成30年度の勤務実態調査では、調査期間において、超過勤務時間数が月80時間を超えた者の割合は12.1%、また、月45時間を超えた者の割合は、49.3%となっています。

教職員の働き方改革の実現のため、令和5年度から令和8年度までの4年間で集中的に長時間勤務の改善に取り組み、超過勤務時間の削減を目標とします。

(目標) 令和5年度から令和8年度までの4年間で、時間外在校等時間(超過勤務)を年360時間以内(月45時間以内)とする。

緊急の課題として、月80時間超の時間外在校等時間の解消に取り組む。

※「超過勤務時間」とは、正規の勤務時間(休憩時間を含む)外の業務従事時間をいう。

令和2年度より、市内の全小中学校に勤務時間管理システムを導入しており、各職員は、自らの出退勤の記録を把握し、勤務時間を意識した業務を遂行し、長時間勤務の改善に努めていく必要があります。

管理職は所属職員の勤務の状況を把握するとともに、1月当たりの超過勤務時間が80時間を超える者が生じることのないよう業務改善を進め、所属職員の長時間勤務の改善に努めていく必要があります。

勤務時間管理システムの運用により、各学校において、システムで集計される在校時間や超過勤務時間等を確認し、目標の進捗も把握します。

市教育委員会は、各学校から毎月次の勤務時間の報告を求め、市内全小・中学校の目標の進捗状況を確認し、必要に応じ、各学校に対し、聞き取り等を実施し、学校の状況の把握に努めます。

○新たな時間外在校等時間の上限に関する方針について

これまで、文部科学省において、学校における働き方改革の総合的な方策の一環として、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定されておりましたが、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」が改正され、同法第7条に基づき「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」が定められました。

当該指針には、超過勤務の上限時間が示されており、福岡県教育委員会においても、福岡県立学校管理規則が改正され、令和3年4月より施行されました。

これらのことから、中間市教育委員会でも、国及び福岡県における勤務時間制度に基づき、「中間市立小中学校管理規則」を改正し、令和3年4月より施行することとしました。

改正後の「中間市立小中学校管理規則」（令和3年4月1日施行）第24条概要

1. 在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間（時間外在校等時間）の上限を、次のとおりとする。
 - ① 1か月について 45時間
 - ② 1年について 360時間
2. 児童生徒等に係る一時的又は突発的な特別の事情がある場合の時間外在校等時間の上限は、次のとおりとする。
 - ① 1か月について100時間未満
 - ② 1年について720時間
 - ③ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において1か月あたりの平均時間について80時間
 - ④ 1年のうち1か月において所定の勤務時間以外の時間において45時間を超えて業務を行う月数について6か月
3. 校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。
4. 教育委員会は、前項の規定に基づき校長が行う当該学校の教育職員の業務量の管理が適切に行われるよう管理するものとする。

4 具体的な取組について

(1) 定時退校日の徹底

定時退校日を毎週1日とします。

(2) 学校閉庁時刻の設定

学校の閉庁時刻を20時とします。やむを得ず時間外に業務を行う場合であっても、退庁時刻が遅くなりすぎないように、学校を閉庁する時刻を設定します。

(3) 学校閉庁日の設定

長期休業期間中に学校閉庁日を設定することで、年休取得等の推進を図ります。

(学校閉庁日例)

○ 夏季休業期間中 8月13日から8月17日の平日

○ 冬季休業期間中 12月27日、28日の平日

※ 設定例であり、学校の実情に応じて設定する。

(学校閉庁日とは)

○ 学校施設の開放を行いません。

○ 原則として、生徒を登校させず、部活動も実施しません。

(服務について)

○ 学校閉庁日は年末年始等と異なり「休日」ではないことから、職員は年休・夏季休暇・振替等を学校閉庁日に合わせて取得します。

○ 年休等の取得は強制ではないため、出勤することを妨げるものではありません。あくまでも年休等の取得を促進するための施策です。

(事前周知の徹底)

○ 各学校が、児童、生徒、保護者、地域、学校利用者、関係業者等に周知します。

○ 中間市のホームページ及び広報等にも掲載します。

(4) 部活動の負担軽減（部活動休養日の拡大）

○ 学期中は、週当たり平日に1日以上、週休日に1日以上の休養日を設定します。

○ 部活動休養日に活動する場合は、必ず他の曜日に部活動休養日を設定します。

○ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行います。

○ 定時退校日及び学校閉庁日は、原則として部活動は実施しません。

(5) 勤務時間の適正な把握

- 業務従事時間を全小中学校で記録します。
- 市内全小中学校に導入したＩＣカードによる勤務時間管理システムにより、勤務時間管理の事務負担軽減を行います。(令和２年度から導入)
- 勤務時間管理システムによる時間管理を行う対象者は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第２条に規定する義務教育諸学校等の教育職員のうち中間市立小・中学校に勤務する教育職員を対象とします。(非常勤講師、事務職員、学校栄養職員、市費講師は除く。)
- 市教育委員会では、各学校の勤務状況を把握することで、業務改善の諸施策、教職員の健康管理などをより具体的に実行することができます。